

独立行政法人評価委員会第14回農業分科会

農林水産省消費・安全局総務課

第14回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成16年8月10日(火)

会場：三田共用会議所第四特別会議室

時間：13:00～16:20

議 事 次 第

1. 開 会
 2. 議 事
 - (1) 平成15年度業務実績評価及び財務諸表について
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金
財務諸表検討会の報告
 - (2) 独立行政法人水資源機構の平成15年度業務実績に対する意見
の報告
水資源機構
 - (3) 長期借入金の認可申請について
農林漁業信用基金
 - (4) その他
独立行政法人農畜産業振興機構の中期計画の変更について
 3. 第一部会閉会
- 休 憩
4. 第二部会開会
 - (1) 平成15年度業務実績評価及び財務諸表について
農林水産消費技術センター
種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

農業者大学校

財務諸表検討会の報告

(2) 重要な財産の処分

種苗管理センター

(3) 独立行政法人の見直し素案について

5 . 閉 会

午後1時00分 開会

松本分科会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第14回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めさせていただきます、松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員、臨時委員並びに専門委員の皆様方には、大変お暑い中、またお忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計13名のうち11名の方々にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをここにご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ります前に、事務局から本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況の報告と、新たに任命されました専門委員のご紹介、そして、配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

消費・安全局総務課長 消費・安全局総務課長の實重でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の委員、臨時委員、専門委員の出席状況でございます。渡辺臨時委員、石田専門委員、高橋英三専門委員、馬場専門委員、森戸専門委員におかれましては、ご都合により本日、ご欠席と承っております。

また、日和佐委員、佐々木専門委員が若干遅れておられます。

続きまして、7月5日に泉本小夜子専門委員がご都合により退任されまして、ご後任の委員が任命されておりますので、ご紹介させていただきます。

渡辺雅子専門委員でございます。

次に、議事の進め方についてであります。今回は、第13回と同様に会場の広さなどの関係から二部構成にさせていただいております。まず、第一部につきましては、昨年10月に設立されました農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4法人の議題をご審議いただきます。次に、第二部におきまして、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学の6法人について議題をご審議いただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。資料1として、農業分科会の委員の名簿でございます。

それから次に、第一部資料ということでございますが、資料2から資料6までになっておりまして、資料2として、平成15年度業務実績評価及び財務諸表について2-1から2-3まで入れさせていただいております。

それから資料3として、徳江委員、渡辺専門委員からご提出をいただいております、財務諸表検討会の報告でございます。

資料4として、独立行政法人水資源機構の平成15年度の業務実績に対する意見の報告。

資料5として、独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請。

資料6として、独立行政法人農畜産業振興機構の中期計画の変更について、となっております。

次に、第二部の資料といたしまして、資料7から8まででございますが、資料7として平成15年度業務実績評価及び財務諸表についてを7-1から7-6、それから資料8として、独立行政法人種苗管理センターの重要な財産の処分について、となっております。

それから、参考資料といたしましてプロジェクトチームの構成表でございます。

以上でございます。不足するものがございましたら事務局までお申し出ていただきたいと思っております。

なお、別添1から別添6といたしまして「中央省庁等改革で設立された独立行政法人の事務及び事業に関する見直しについて」、それから別添7といたしまして「事務及び事業に関する見解等に係る各委員からのご意見等」、それから別添8といたしまして「中期目標終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表」という資料をお配りしておりますが、この見直し素案につきましては8月末日までに作成することとなっておりますので、現時点ではまだ途中段階でございますので、これら別添資料の取扱いにつきましては委員限りにさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございます。ただいま事務局からもご説明がございましたけれども、別添の独立行政法人の見直し素案に係る資料につきましては途中段階ということでございますので、配付資料の取扱いについては委員限りとさせていただくということでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、文書課長よりご挨拶をいただきたいと思います。

文書課長 ただいまご紹介いただきました文書課長の中尾でございます。7月2日付の異動で拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、前回の分科会で決定されました評価基準に基づきまして15年度の業務実績評価、これを各PTごとに検討いただいたわけでございますけれども、これを議論をしていただくということを主な内容といたしておりますが、そのほかにもいろいろな議題がございます。とりわけ、ことしの6月に決定されたいわゆる骨太方針2004の中で先行法人、農水省関係で申しますと、17あるわけでございますけれども、これの見直しの前倒しということ、この8月中に評価委員会でまとめていただくということになっておりますので、これにつきましてもご議論をいただくこととなっております。これにつきましては、本年中に政府の行革本部で見直し内容を決定するという大変過密なスケジュールになっておりますが、よろしくお願いいたしますと思っております。

本日、このほかにも多様な内容がございますので、委員の方々におかれましては、大変お忙しい中、貴重な時間をいただいているわけでございますけれども、十分ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の1つ目の議題に移りたいと思います。1番目の議題は、平成15年度業務実績評価及び財務諸表についてでございます。平成15年度の業務実績評価と財務諸表につきましては、これまで主としてPT、プロジェクトチームごとに審議を行っていただいておりますことから、各プロジェクト主査を務めていただきました委員の方から審議結果をご報告いただきたいと思っております。

それでは、ここで平成15年度財務諸表の承認に関し、農林水産大臣から当委員会に諮問がされておりますので、諮問文の朗読からお願いをしたいと思います。

消費・安全局総務課長 お手元の資料の各法人の財務諸表の表紙の次に諮問文の写しをつづっておりますので、そのうちの1つを朗読させていただきますが、この農畜産業振興機構の財務諸表等というのが一番上にあるかと思います。その1ページをめくっていただきましたところに農林水産大臣からの諮問文がございます。93ページというのが振ってございますが、これを朗読させていただきます。

平成16年8月10日。

独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人農畜産業振興機構における平成15事業年度の財務諸表の承認について。

このことについて独立行政法人農畜産業振興機構理事長山本徹から別添のとおり平成15事業年度財務諸表について承認申請があったので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第3項の規定に基づき、貴委員会に意見を求める。

同じ主旨の文面でございますので省略させていただきますけれども、第一部では、農業者年金基金、農林漁業信用基金、第二部では、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所及び農業者大学校あわせて9法人につきまして農林水産大臣から意見を求めるということで諮問されておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、平成15年度業務実績評価及び財務諸表について、各プロジェクトチームごとに代表者からご報告をいただきまして、徳江委員から財務諸表検討会のご報告をいただいた後に、全体としての議論を行う。こういう手順でまいりたいと思います。

なお、時間が限られておりますことから、ご報告は、1プロジェクトチーム当たり8分程度でお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、農畜産業振興機構プロジェクトチームの方からお願いをいたします。

徳江委員 それでは、農畜産業振興機構の平成15年度業務実績評価及び財務諸表の検討結果についてプロジェクトチームを代表しまして、私、徳江からご報告申し上げます。

プロジェクトチーム構成委員は安倍新一委員、石田裕美委員、福田普委員、そして私でございます。プロジェクトチームは平成16年7月8日、機構本部において検討会を持ち、機構から提出されました自己評価シート、補足資料並びに財務諸表に基づく業務実績等の内容を聴取し、評価作業を進めました。なお、検討会開催日以降、7月末日までの間で各委員は個別に追加不足の評価作業を実施いたしました。

それでは、お手元に配付されております資料2 - 1でございますね。この1ページから6ページまでが評価結果の概要でございます。これに沿いましてある部分は読ませただき、ある部分は要約するというような形で進めさせていただきます。

1ページ目、評価結果といたしましては、平成15年度、下半期の業務は中期計画の達成

に向けて順調に行われていると、A評価でございます。

1. 評価に至った理由といたしまして、(1) 評価の手法、独立行政法人農畜産業振興機構から提出されました自己評価シート等々の資料に基づきまして、あらかじめ定められました評価基準に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書が平成16年6月30日付で公表されております。この報告書を活用し、評価を行ったということでございます。なお、機構は平成15年10月に特殊法人及び認可法人を統合して独立行政法人に移行しております。

したがしまして、特にこの移行したというこういう特性から財務内容の改善及び業務運営の効率化が図られたか否かといった観点からの評価が非常に重要であること。さらに機構は、特殊法人及び認可法人時代の場合以上に国民に対してわかり易く適切に財務内容を開示することも重要であること。以上のこういうことも勘案して評価いたしました。

評価実施の過程につきましては、あらかじめ定めた評価基準で中期計画の最小項目を単位として、a、b、cの3段階評価、小項目では169項目中169項目がa、それから中項目が17項目中17項目がA、こういう流れで進んでいます。それから大項目、最終的に小中大と評価していきまして、大項目の方も積み上げで結局5項目中5項目が順調に行われるということで最終的にはA評価。それから中項目、大項目の中にも評価外、評価対象外というのがありますが、それを除いて評価した結果がAということでございます。

それから2ページに進めていきまして、(3)が結果評価でAという評価でございます。

それから次の「業務運営に対する主な意見等」でございますが、ここで少し、今回初めてということで、農畜産業振興機構というのは非常に複雑で多数の業務を書いておりますので、私どもちょっと非常に理解の難しいところもありましたので、そういう点はなるべく国民にわかりやすくという点で、ちょっと部分的には読ませていただく場合もあります。1番目の「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」についてということでは、この 番目は、これは業務執行におけるプロセス、つまりプラン・ドゥ・チェック・シー・アクションというこの管理サークルが回っているかどうかという点での評価。

それから 番目、トップマネジメントについては、これはやはりトップマネジメント、経営者の能力という点から評価しています。いずれもこれは半年ですけれども、超積極的に取り組んでいるという評価でございます。

それから 番目のリスクマネジメント、これはやはり機構がいろんな関係者がおりま

して、関係者にはいろいろなリスクが発生するというので、この辺に注目いたしまして、リスクの発生にどういう対応をするか。あるいはリスクが発生したらどういう回復措置をとるかといった観点で、リスクの体系化をしていただきたいというようなところをここで意見として述べさせていただいております。

それから2番目の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置」ということで、この辺については2ページの下ですね。補助業務について、これは国の補助事業を補完的に行うものと農畜産業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象として、機動的、弾力的に実施することとされております。この辺につきましては適時、適切に実行されているというふうに評価しています。特に山口県で鳥インフルエンザが発生しましたが、これに対しては速やかな対応をしているということで、この緊急対応ということでは「よし」というような評価ができます。

それから3番目の情報収集提供業務ですけれども、これにつきましては日ごろから米国等の外国政府、内外の民間事業者・団体等とネットワーク体制を強化しております。米国におけるBSE発生の早期把握、農林水産省への通報、そして今後の対応、また鳥インフルエンザ発生に伴う情報収集提供等、国民各層の関心を十分踏まえ、迅速かつ適切に業務を遂行している。それから機構において非常に重要な業務の一つとして消費者等への情報提供がございますけれども、これについても月間誌を4種類発行して十分提供していると。こういうような評価をしております。

それから3ページ目「3 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画」についてでございますけれども、この部分については、まず平成15年度の事業費については決算ベースで平成14年度の81%抑制していること。それから次の中期目標期間中、4年半ですね、4.5年に平成14年度の予算ベースで9割以下に抑制すること。こういう目標を達成しているのですけれども、これはここが非常にわかりにくいのです。と申しますのは、平成14年度の81%、既にこの数字だけ見ますと、半年で要するに14年度の9割以下になってしまっているのではないかという誤解があります。機構の事業費の削減については、経営努力によって実現したものと相違し、制度の特性からいわば自動的に発生したものと認識する必要があります。また、国民に約束したその数値目標、つまり削減目標というのがBSEを除く平成14年度予算に対する90%以下に事業費を抑えること。これが規範性のある目標なんですね。

それからもう1つは、ここで言うております「3 予算（人件費の見積もりを含む。）
収支計画及び資金計画」に示された予算額これはもともと平成14年度の予算に対して中期
目標・計画作成段階で5年間で、ここでは4年半ですけれども、一応想定した事業費を計
算しているんですけれども、これが必ずしもこの努力目標としてあるいは規範性のある
目標としてはここでは成立しておりません。したがって、計画の中には規範性のある
目標とないものと2つの異なった性格のものがあります。この辺についてはなかなか理解
しにくいものがあります。以下3ページから4ページにかけて、この辺について留意
して頂きながら、ここを読ませていただきます。ちょっと時間がかかるかもしれませんが
けれども、3ページの下からです。

中期目標期間中（4.5年）に平成14年度の9割以下に抑制するという目標は達成してい
るが、この主たる理由として、1つは、BSE発生後急落した肉用子牛の販売価格が早
期に回復し、平成15年度には、生産者補給金交付額が減少したことである。2つは、平成
15年度は、砂糖の需給が緩和したため、国内てん菜糖企業が国内精製糖企業に販売するこ
との前提である交付申請を遅延させたこと等により、国内産糖交付金交付申請が減少した
ことである。

つまり、これらの事業費の削減というのは法律で定められた交付金というのがありまし
て、これがある一定の条件を満たせば交付金を交付するという、こういう制度でございま
すので、そういう条件を達成しなければ事業費は交付する必要はない。したがって、
平成14年度に立てたときのそれに対して81%抑制したということは、つまり平成15年度下
半期にはそれだけの事業費を交付する必要はなかったんだと、こういうふうに理解してい
ただかないと、ちょっとこの81%という数字が理解できない。この辺の経緯を3ページか
ら4ページにかけて書いております。機構については、情報収集提供業務を通じた生産者
・製造業者等のコスト削減、リスク対応力の強化、安易に助成が拡大しないような措置を
講じ、事業費の削減につながるような継続的な努力をする必要があります。したがって、
ここはちょっと、あとは省略させていただきますけれども、今申し上げましたように
規範性のある努力目標、つまり平成14年度に対しては90%削減するという、この部分とそ
れから中期計画でいろいろこの事業費も含めて計画しておりますその事業費とが食い違
うわけですね。この辺をやっぱり理解しないと。それから経営努力によってその抑制され
たのかどうか見誤りますので、この辺をちょっと説明させていただきました。

以下4ページにつきましては、ありますけれども、ここに記載のとおりということ

であります。それから 余裕金の運用状況についても記載のとおりです。

それから5ページ、「短期借入金の限度額」についてですが、(1) 運営交付金の受入の遅延による借入はございませんでした。それから(2) 番目、国内産糖交付金の借入金、期中における短期借入金は限度額の範囲内であったということで、この国内産糖交付金にかかわるこの勘定も大変特性として借入金が発生し、かつ赤字が発生するという特性がありました。と申しますのは、会計年度は3月なんですけれども、砂糖の年度というのが10月から9月ということでその期間のずれがあります。これは業者から調整金というのを徴収しますけれども、この調整金を収入とするのは各月別に大体平均して徴収するけれども、国内産糖交付金というのは収穫の月に集中しますので、収入と支出がアンバランスになります。したがって、大体この借入金が発生するという特性がありますので、この辺についても5ページに記載しておりますので、お読みいただければと思いますが、こういう点を留意しようということでございます。

それから5ページ、(3) 生系売買事業における借入金、これも限度額の範囲内であったと。

それから「剰余金の使途」につきましては、剰余金が生じていないことから評価が行われませんでした。

それから6ページ、「重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画」について、平成15年度は計画がなかったため、評価は行いませんでした。

それから7番目「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について、職員の人事に関する方針については、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が行われました。それから人件費につきましては、人件費総額12億600万に対し、11億3,000万円の抑制が行われたということで、なお施設については計画がなかったため評価を行わなかったということでもあります。

したがって、ちょっと早口で申しわけなかったのですが、やはりどうしても事業とそれから勘定の特性というのが出ますので、この辺をちょっと理解しないといかんなど。今までの説明で十分ご理解いただけたかどうかわかりませんが、以上で説明を終わります。なお、財務諸表につきましては、あとの2法人の説明が終わったところでまとめてさせていただきます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

次に、農業者年金基金プロジェクトチームの方からお願いいたします。

忠臨時委員 農業者年金基金の忠と申します。私の方からは農業者年金基金につきましてご報告をさせていただきます。

先般、プロジェクト委員であります森戸、渡辺、そして私、3名によりまして農林水産省内におきまして検討をさせていただきました。資料の1ページと2ページにわたりまして、検討の概要について記載してございますので、それに基づきながらご報告をさせていただきます。

評価結果といたしましては、昨年10月1日からのスタートということで1年たっておりませんが、その中期計画に設定した指標については順調に実施されているということでA評価ということにさせていただきます。

1番として評価に至った理由でございますが、法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果ということで、評価対象の5つの項目について、A評価ということになってございます。これらを踏まえて総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断いたしました。したがって、総合評価はAということでございます。

業務運営に対する主な意見等といたしましては、全体に順調に業務が実施されているというふうに考えてございます。今後も引き続き中期計画の達成に向けて業務を実施するというのを望みたいというふうに考えます。

「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということにつきましては、全体として計画どおり順調に実施されてございます。運営費の抑制につきましては、一般管理費、それと事業費ともに平成15年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されているということでございました。目標に対して達成されているということでございます。組織運営の合理化につきましては、計画どおり保険料の徴収等を行う収納課と被保険者の資格審査等を行う適用課との統合、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署の明確化などを行ってございます。

「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」とにつきましては、これも全体として計画どおり順調に実施されているものというふうに判断をいたしました。被保険者資格の適正な管理及び標準処理期間内の事務処理については、今後ともより一層進めていただきたいというふうに考えておりますし、

といたしましては、制度の普及についてわかりやすい資料を用いた業務受託機関を通じ

た制度の周知やホームページ等を通じた情報の提供によりまして一層の制度の普及推進をお図りいただきたいということでございます。

3番目としまして、「財務内容の改善に関する事項」につきましては、順調に実施されているものというふうに判断してございます。計画どおり債権の担保物件の確認調査等を行い、評価の見直しを行ってございます。今後も貸付金債権の適切な管理、そして回収に努めていただきたいというふうに考えてございます。

次2ページに移りますが、「予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び資金計画」につきましては、全体として計画どおり実施されてございます。予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成しているものというふうに判断してございます。

「短期借入金の限度額」については、実績がなかったということで評価を行ってございません。剰余金についてもまだ実績がないということで行っておりません。

「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」につきましては、これも順調に実施されているということでございます。今後とも中期計画あるいは年度計画に定める職員の人事に関する方針に基づき、適正な人員配置に努めていただきたいと思います。

なお、123ページ以降をちょっとごらんいただきたいと思います。厚生労働省の評価委員会からご意見をいただくということになってございまして、さきにその旨をお申し出しておきましたが、昨日8月9日付で、ごらんのように着実な状況だということの判断をいただいたということでございまして、あわせてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農林漁業信用基金プロジェクトチームの方からお願いをいたします。

清野臨時委員 農林漁業信用基金チームの清野でございます。お手元の資料2-3に沿いまして、当プロジェクトチームにおきます検討結果についてご報告をいたします。

当プロジェクトチームの会議でございますが、去る7月22日に本日ご欠席ですが、馬場委員、それから岡委員、私の3名によりまして開催をしてございます。当法人につきましては、昨年の評価基準の策定にあたりまして指摘をしたところでございますけれども、経済情勢等の外的要因、これによりまして当該法人の業務実績が大きく影響を受けるといったような特殊事情がありますので、こうした点につきましても今回の評価にあたりまして十分な参酌を行いまして、適切な評価を行うというふうなことに努めた次第でございま

す。

概括的に申し上げますと、一部にB評価が中項目にございましたが、全体としては昨年10月に独立行政法人に移行しての半年間という短い期間の実績ではございますけれども、高く評価できるのではないかというふうなことで、総合評価はAでございます。以下、具体的な項目につきましては、評価シートに沿いましてご説明をしていきたいと思っております。

まず、3ページでございますが、評価指標の第1の項目で「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の項目でございます。ここにつきましては一部にBの項目がございますが、全体としてはAの評価を下してございます。そのうち主なものを説明申し上げますと、5ページから6ページにかけてのところではありますが、中項目の2の「業務運営体制の効率化」の中の事務所統合の計画的実施というふうな項目がございます。これにつきましては本年の12月に事務所の統合を行う予定となっておりまして、その準備は順調に進んでおります。よって評価はAでございます。今後、事務所の統合、それからそれに伴う組織再編というものを通じまして、効率的な業務運営体制が確立されるということを期待してございます。

それから7ページに飛んでいただきまして、中項目の3「経費支出の抑制」に関するところでございますが、一般管理費の削減度合いが(1)にございます。これにつきましては半年間の決算であるということなどの特殊要因もございまして、15事業年度につきましては高い達成度合いになっておりますが、評価としてはAということでございます。それからその上の方、(2)のイ、中期研修計画に基づく研修の実施というふうなことがございますけれども、これにつきましては法人におきましてさまざまな研修が積極的に取り組んでいただいているところではございますけれども、一部の研修につきましては独法化のため、業務が多忙になった等々、参酌可能な範囲の事情ではございますけれども、一部未実施があったということでB評価という決定を下したところでございます。

なお、これに伴いまして、これを受けます全体の業務運営体制の効率化につきましてもB評価となっておりますけれども、法人からいただいた説明によりまして、今後法人におきまして人事課の体制を強化するというふうなお話をいただいておりますので、今後こうした研修に対する取組みの強化ということを通じた職員の資質向上、これを期待をしていきたいと思っております。

それから少し飛びまして12ページ、これの一番下の方でございますけれども、第2の項目、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた

めとるべき措置」というふうなことでございますが、この項目につきましては、利用者に対しまして積極的な情報提供でありますとか、アンケート調査を通じまして利用者の意見の聴取に積極的に取り組んでいるという判断をいたしまして、Aの評価でございます。

それから飛びまして23ページ、これも大項目の第3でございますけれども、「予算、収支計画及び資金計画」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、経費支出の抑制につきましては目標を上回る数値で取組みをしておりますので、A評価でございます。

それから、これ以降26から27ページ、それからここでは大項目の第4「長期借入金の条件」、それから第5が28ページで「重要な財産の譲渡等の計画」というふうな箇所がございますけれども、これについては特段の問題なく、Aという評価でございます。

それから、同じ28ページの下、第6「剰余金の使途」でございますけれども、剰余金の発生がございませんでしたので、評価はいたしてございません。

それから29ページの第7の項目「施設及び設備に関する計画」でございますけれども、ここは事務所の統合の実施に関するものでございまして、先ほどのご説明にありまして、おり順調に進んでいるというふうな判断でございまして、評価はAです。

それから30ページ、最後の項目第8「人事に関する計画」につきましては、先にご説明を申し上げましたように、職員に対する研修制度の充実におきまして一部研修の未実施ということがございまして、全体としてはB評価というふうなことに至ったわけでございます。

このように一部にB評価はございましたけれども、短期間の法人の取組みといたしましては、総じて高い評価を与えていいということで3人の意見といたしまして、総合評価でAというふうな決定をいたしたところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に徳江委員から財務諸表検討会のご報告をここでお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

徳江委員 それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。検討にあたりました委員は渡辺雅子委員と私、2名でございます。それから検討会につきましては平成16年7月12日、14日、15日、16日の4日間、いずれも13時15分から検討させていただきました。農林水産省並びに郵政公社内、農林水産省共用会議室で開催いたしました。

検討経過といたしましては各法人が別に財務諸表、それから監事並びに監査法人の監査

のあるところは会計監査人による監査報告書を含みましてこの説明聴取、それから前年度評価委員による意見への対応、そして質疑から意見交換を実施いたしました。意見表明にあたりましてはお手元の資料3の冒頭1ページ目。ここを読ませていただきます、第2パラグラフです。

独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては国民にわかり易い開示となっているのが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかり易い情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考えています。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対して意見を述べることにします。

それでは具体的にその表にまとめましたので、ちょっと字が見にくいかもしれませんがけれども、表のレイアウトについて説明させていただきますと、表は3枚にわたってまとめました。縦、一番左側が大きく財務諸表、それから次のページの一番下、比較財務諸表。それから3ページ目のその他と3つに区分してまとめさせていただきました。それでは1ページ目に戻りますと、財務諸表は からずっとありますようにさらに細分化しています。

それから、横は本分科会で発表する法人の順序に基づきまして農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、それから農林水産省技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校と9法人を並べました。それから各別にこれを全部説明するのはちょっと時間が足りないものですから、まず財務諸表の貸借対照表は特にありません。それから損益計算書もございません。

それから行政サービスコスト計算書、これは全部でどれだけコストが掛かるかという、このコストを各法人別に計算していただきました。これは会計基準では行政サービス実施コスト計算書として規定されている表です。今回は、私どもの方で各法人別に国民一人当たりいくら掛かっているかというのを全部計算してみました。これは数字の大小がございまして、例えば農業者大学校は4.9円でこれが多いか少ないか、これしかあるいはこれほどかけているかという評価が違いますが、いずれにせよ一応この424円90銭から4円90銭となっていますが、これは一つに国民一人当たりどのくらい掛かっているかというそういう見方で計算しましたので、これはご参考までにというところです。

それから会計方針につきましては、これは私ども一応ヒアリングしたあと、各法人別にご意見、事実誤認等がないかどうかについて承りました。会計方針は、会計基準に則って、

明示されなければいけないものですから、それについて法人別の記載状況と同時に、こうした方がいいのではないかというような形で個別にその部分を示させていただいております。

それから、会計方針のうち一番目にキャッシュフローの資金の範囲を記載した方がよいとしております。キャッシュフローつまり、資金の流れですけれども、これについては農畜産業振興機構では共通意見に修正した方がよい。これはこの開示の方法は、独立行政法人会計基準に則っています。従って会計基準に則って記載した方がいいのではないかという意見をここで表明しておりますので、そういった形で会計基準に則ってはどうかという意見を述べております。それから農業者年金基金、これもそうですね。それから農林漁業信用基金は、「共通意見に表示されている」となっています。以下の法人は、記載のとおりになっています。

それから、あと行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増額見積額の問題があります。これについても会計基準にこうこうこういうふうな表示がしてあります。そういう説明がしてありますので、その会計基準に則って、会計方針を開示した方がいいのではないかという、そういうような書き方をしております。

それからもう1つ、この次の次ですか、行政サービス実施コスト計算書における政府出資等の機会費用の会計方針については、機会費用というのは、もしその制度の出資分を他に運用したらどれだけの利益が上がるかという、こういう機会費用といっていますけれども、これは重要な会計方針としては一応10年ものの国債の利回りを参考に計算している旨を記載するということです。それから行政サービス実施コスト計算書の注記としては、具体的に利回りは1.435でしたかね、各期別に違いますので、重要な会計方針としては10年ものの国債の利回りを参考に計算しているということを書いていただいて、あと実際の行政サービス実施コスト計算書の注記には具体的な数字を、利回り1.435なら1.435と記入していったらどうですかというような意見でございますので、それに則ってそうした書き方をしているところもあれば、そうしていないところもありますので、この書き方としては共通意見に修正した方がよい、あるいはそのとおりしている、とこういうような書き方で表示しております。

それから、あと注記事項なんですが、ここで農畜産業振興機構、それから農業者年金基金、ここで損益計算書における経常損失の理由を説明した方がよいと述べられております。会計数字としては正しい。監事さんも会計監査人も監査していますから、その部分につい

ては正しく会計処理していますけれども、一体その経常損失はどういう意味があるんですか。なぜ損失が発生したんですかということを書き記していただきたいなど、こういうことです。これはやはり先ほどもちょっとありましたように、国内産糖価格調整制度があります。これがありまして、制度の特性から赤字が出るという可能性があります。そういう部分も含めて国民にちゃんとわかり易く表示してほしいというのが、ここの内容でございますので、それによってくださいという意味です。

それから次の2ページ目、主要なところをちょっと申し上げます。上の固定資産の取得明細であります、ここで一番左側に書いてありますように固定資産の取得額、資本剰余金の増加額、キャッシュフロー等々、固定資産の取得については増減が必ずありますけれども、これはその辺の内容をより詳しく書いていただきたいということで、会計基準では附属明細表の中でこれこれこれというふうには書きなさいとありますけれども、それだけではやっぱり不十分だということに書いてありますようなことを記入していただきたいということでございます。

それから2、3は飛ばしまして4、運営費交付金債務及び収益の明細。これもやはり各法人ごとにちょっと書き方が違いますが、運営費交付金というのは、やはり税金を国から交付されて、これを使います。通常はこの運営費交付金というのはいろいろな基準で収益に振り替える処理をするのですけれども、通常はこれは余剰が発生しない。会計基準によって余剰が発生するものもあるのですけれども、その場合、その残高については、なぜ残高が発生したか。これは次年度以降どういう費用に充てるのかというその辺の明細を書いてくださいというのが、ここの趣旨でございます。これは運営費交付金収益に振り替える部分と残高に残った部分を明らかにしてほしいという、こういうことでございます。

それから5番目のセグメントというのは、これはやはりそれぞれのところでは中期目標あり、中期計画でこれこれこういう業務をやるという、その中期計画で計画されている業務ごとに大体セグメント、セグメントというのは区分ですね、区分表示されてそこに収益と費用が計上されています。したがって、これもやはりどういう業務をどのくらいの費用をかけて、どのくらいの効果が上がったかということを示していただきたいのがセグメントでございます。これは各法人の特性等々によりまして必ずしもうまくいかない、今の段階ではなかなか国民にわかりやすい情報としては十分な条件を満たしていないというのがございますので、この辺はさらに一層のご努力をいただきたいという、こういう書き方でございます。

それから、飛ばしまして2ページ目の一番下ですね、比較財務諸表等。今回、特殊法人等から移行しまして今年度はまだ初めてでございますので、前年度の比較というのは作成できません。先行独法6法人については、もう既に2事業年度経営実績がありますので、この前年度との比較財務諸表を作成していただいて、その比較において増減を明らかにしていただきたいと、そういうような意見です。

それから3ページ目、最後ですけれども、その他の中で1. 国庫に入る簿外の手数料収入。これは前年度にも指摘をしましたが、どういう取扱いをしていただくかということで、私どもとしてはこうこうしなさいということではないんですけれども、例えば、ここでは今回の移行法人には関係ないのでけれども、やはり実際に手数料収入があります。これを実際には国庫にそのまま納めてしまうということで、会計は全然通らないんですね。ですから簿外なんです。ただし、その法人の資源を使っているわけだから、これはどうしたらいいのかなと、農林水産省の方の統一見解を出していただいた方がいいんじゃないかなと思います。ほかの法人もあるかもしれません。全部の法人を調べていませんので、そういったことでたまたまここには2法人あります。額としては少ないかもしれないけれども、ただ、やはり仕事としてやっても、収入は国へ入ってしまうんですね。ですから、その辺の費用と収入をどうするのか考えなければいけないのではないかと。預かったものをただ返すという預かり金処理も一方法ですが全法人を全部調べていませんものですから、該当項目があれば全部洗い出してその辺の処理を統一していただきたいというのが意見でございます。

それから最後、財務分析指標です。これは利用可能な財務分析指標を作成し、経年変化とか他法人比較、民間比較等を実施されたいとありますが、いろいろな法人の特性によりまして他法人、類似法人等の比較が非常に難しいところもあります。いろいろありますので、ここでは共通意見にしたがって統一的に検討した方がよいとしました。ですから、今後の課題としてその辺を検討していただきたい。他法人比較、類似法人比較、民間との比較ができない分については毎年毎年、経年的にデータが出ますので、その経年の変化を見て、あるいはコストダウンの努力をしているかどうかということについてはできますので、この辺は各法人これから検討していただくのではないかとということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。徳江委員を初め財務諸表の検討会にご参加いただきまして、まことにご苦労さまでございました。ありがとうございます。徳江委員

からただいまご説明いただきました財務諸表に関する意見は、来年度に対応いただくものでございますので、各法人におかれましては、来年度の財務諸表の作成にあたりこれを十分に踏まえていただきますようお願いをいたします。

それでは、次に質疑応答に入りたいと思います。ただ今の各法人の平成15年度業務実績評価並びに財務諸表について、ただいまからご質問、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞ。どなたからでも結構でございます。

ございませんでしょうか。

それでは、特別ご意見がございませんので、各法人の業務実績評価につきましては今回の案で決定するとともに、財務諸表につきましては主務大臣の承認に関し異存なしという格好で意見を提出したいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、当分科会としてはこのように決定いたします。

なお、業務実績評価につきましては、今後の細かい文言の調整につきましては、私にご一任していただきたいと思いますが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は独立行政法人水資源機構の平成15年度業務実績に対する意見の報告についてでございます。

水資源機構の業務実績評価につきましては、独立行政法人水資源機構法第42条第3項第1号の規定に基づきまして、農林水産省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。そういうふうに定められておりますので、前回第13回農業分科会においてご了承いただきましたとおり、水資源機構プロジェクトチームの各委員と事務局で意見の原案をまとめたものを農業分科会各委員にご確認いただきまして、8月3日に国土交通省独立行政法人評価委員会に対して農林水産省独立行政法人評価委員会としての意見を提出いたしました。

この意見につきまして、水資源プロジェクトチームの方からご説明をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

小林委員 それでは、小林から説明いたします。

ただいま委員長からご説明ありましたように、国交省の独立行政法人評価委員会委員長

名で水資源機構の年度業務実績にかかわる意見の提出を求められました。そしてそれにつきましては資料の4をごらんいただきたいと思うのですが、その1枚をめぐっていただきますと国交省の独立行政法人評価委員会委員長名で意見聴取についてというものがきております。その次のページがそれに対して農水省の評価委員会委員長名で意見を提出した内容でございます。これについて読み上げたいと思います。記以下についてでございますが。

平成15年度の半年間における農林水産省の所管に係わる業務に関しては、計画に即した実施状況にあるものと判断される。なお、当該業務が中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、年度業務実績評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。

ということで別紙の意見を付記いたしました。これにつきまして読み上げさせていただきます。

評価方法に関して、各評価項目の評価結果を単純に合計するのではなく、項目毎にウエイト付けをする必要があると考えられる。

具体的には、水資源機構の業務の中心である「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の項目については、加重評価すべきである。

個々の取組みを行う場合は、その具体的な目標や中期計画の達成に向けて特に留意すべきポイントを明確にしたうえで、取組みの成果についてモニタリング等で検証を行い、その結果を次の取組みに反映させていくことが重要である。

施設管理の目標の基本は、「中期目標」にもあるように「安定的な水供給」であることから、このことが達成できたかどうか、定量的に実績を把握し評価する手法について十分に検討する必要がある。

環境保全への配慮については、依然として不十分との声に対する説得的な説明を十分に行う必要があると考えられる。

「技術研究発表会」における優秀な論文等を発表することになっているが、ここでいう「優秀」をどのように考えるかの基準を明確にする必要がある。

以上のような意見をお聞きして提出いたしました。そして8月3日の4省合同会議には水資源機構プロジェクトチームの3名全員が出席いたしまして、その際には事前に合同会議の各委員から年度業務実績に対する意見を個別に提出したあとに会議を行うという形を

とりまして、農水省評価委員会水資源機構プロジェクトチームからも文書にまとめた意見に加えて、農水省の所管以外の事項に関する意見もあわせて提出いたしました。なお、合同会議では各省の所管の範囲にとらわれずに年度業務実績の全体について議論が行われたということをご報告いたします。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告は以上でございますが、何かご質問ありましたら、この際、承っておりますがございませんか。

それでは、小林委員ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は農林漁業信用基金の長期借入金の認可についてでございます。

それでは、農林漁業信用基金より長期借入金についてのご説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長でございます。

それでは、農林漁業信用基金の長期借入につきまして、お手元の資料5「独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について」という資料に基づいてご説明をいたしたいと思います。

この資料を1枚めくっていただきますと横書きの資料が付いてございます。それをさらにめくっていただきまして2ページという、この裏返しになっておりますが、そこに書いてございますが、実はこれは私どもの方の林業信用保証業務に係る長期借入金でございます。本年度上期につきましては平成16年5月25日に開催されました当評価委員会第13回農業分科会におきましてご意見を伺いまして、6月18日に5つの金融機関から5億7,500万円を借り入れて、6月25日に金融公庫に対して6億円の寄託を実施したところでございます。

今回は下期についてのお話でございますが、下期につきましては10月に26億円を上限とした長期借入金の借入れを予定しております。この26億円というのは、実は平成16年度の予算におきまして長期借入金の上限を32億円と定められておりますので、そこから上期の6億円を差し引いたのが26億円ということでございまして、この範囲内で適切な規模の借入れを行いたいということでございます。なお、具体的な借入金額及びその借入れにつきましては今後検討して定めた上で、長期借入金の認可申請など所要の手続きを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お手元に次の3ページに参考1として「長期借入金に係る業務の概要」、「借入れを必要とする理由」、それからその次のページに上期に実施しました借入金の償還期限・金利等の実績が載っております。業務の概要あるいは必要とする理由につきましては、上期においてももうご説明申し上げたので省略をしたいと思います。

最後のページの実績でございますけれども、先ほど申しましたように上期6月18日に5億7,500万円を借入先としての5つの金融機関の名前が載っておりますが、そこから借り入れたということでございまして、借入金の金利はそこにございますように年1.227%ということでございます。この計算方法については括弧内に書いてございます。これはその時点におきます借入れ金利、一般的な借入れ金利といえますか、当時のその長期プライムレート1.90あるいは短期プライムレート1.375よりも低い金利で調達できたという実績でございます。下期につきましても金融機関と交渉してできるだけ低い金利で借入れできるように努めたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから質疑応答に入りたいと思っております。ただいまの長期借入金につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

ご意見ございませんか。

それでは、ご意見あるいはご質問がないようでございますので、今後の処理についてお話しいたしますが、まだ長期借入金の額が決定しておりません。したがって、長期借入金の額が決定した段階で、先生方に郵送でお諮りしたいと考えておりますので、その節はどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次にその他の議題のうち、農畜産業振興機構の中期計画につきまして、農畜産業振興機構からご説明をお願いいたします。なお、この事項につきましては、中期計画に定められている短期借入金の限度額について、今後の収支状況をみながら、変更が必要か否かを定めるものでございますので、本日は、「その他」の議題として扱わせていただくことにいたしました。それでは、よろしく願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 理事長の山本でございます。資料の6に従ってご説明申し上げます。この表紙にございますように独立行政法人農畜産業振興機構の中期計画の変更に係るものでございます。

1ページの内容についてご説明をいたしますが、先ほど来、徳江先生から砂糖の短期借

入金についてご説明があったとおりでございますが、1の砂糖関係の業務でございますが、農畜産業振興機構は砂糖の価格調整に関する法律に基づきまして、国内産のてん菜、これは北海道でございます。それからさとうきびは鹿児島県の奄美諸島と沖縄が産地でございますが、これを原料として砂糖を製造する国内産糖事業者に対して、輸入糖等の売買、これは機構が瞬間タッチという形で売買を行います、輸入糖の事業者から砂糖を購入いたしまして、調整金という一定の金額を上乗せいたしまして売り戻す、瞬間タッチという方法で輸入糖から調整金を徴収いたしておりますが、調整金と一部国からの交付金を財源として、国内産糖交付金を交付する業務、これは国内産糖のてん菜、さとうきびの農業者の生産費を最終的には賄うという性格を持っております。この交付する業務を行っております。

2で砂糖価格調整制度でございますが、砂糖の調整金の収支は原則として10月1日から翌年の9月30日、これは砂糖の収穫時期によって、こういう10月から、9月という砂糖年度が設定されておまして、この年度で収支が均衡する仕組みとなっております。輸入糖等は異性化糖もございますが、これらの売買による調整金収入は毎月ほぼ一定額が1年間に亘って収納されますが、国内産糖交付金の交付は、原料の収穫時期が10月から翌年4月ごろに集中いたします。この関係で砂糖製造量、これは国内産の砂糖の製造のピークでございます1 - 3月の冬場に交付金の支払いが集中いたしまして、その時期に不足する分は短期借入金で賄います。

3に中期計画の変更でございますが、現在、評価委員会でお認めいただき、主務大臣の認可を得ております中期計画では402億円の限度額となっております。これをもし変更する場合には、あらかじめ評価委員会の意見をお聞きすることになっておりますが、下から4行目のアンダーラインのところをご覧いただきたいのですが、短期借入金の限度額402億円につきましては、現在、収支状況を勘案しながら変更の必要性について検討を進めているところでございますが、今後、収支状況が明らかになり、実際に限度額の変更が必要となる際は、農林水産大臣に認可申請をいたしたいというものでございます。

その次の2ページに概念図をお示ししてございます。収入が1年間調整金という形で上の方の点々の棒グラフでございますが、1年間平均して入ってまいります、支出の方は1月、2月、3月あたり、砂糖の収穫生産の国内産糖のピーク時に当たる時期に支払いが非常に多くなってまいります。下の方に短期借入金限度額という横棒がございます。これが402億円でございますが、この限度額の水準を超えるか超えないかというようなことが、国内のてん菜、さとうきびの農業、これが気象とか営農努力等にも関係してまいりますの

で、これによって限度額について現在、検討を進めているということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農畜産業振興機構の中期計画の関係につきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。どうぞ。

ございませんでしょうか。

それでは、特段のご意見、ご質問がございませんでしたら、今後は中期計画の変更が必要な状況となりましたら、郵送により先生方にお諮りし、答申の手続きをさせていただきたいと思っております。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、農畜産業振興機構の中期計画についてはそのように進めさせていただきます。

それでは、ここで第一部を終了いたします。

第二部に移ります前に、ここで一たん休憩としたいと思います。10分間の休憩を挟みまして……、それでは、次は14時35分から。随分ありますよ。10分でいいじゃないですか。

(笑) そうですか。それでは、ゆっくり休憩をとりたいと思っております。14時35分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午後 2 時 1 2 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

松本分科会長 それでは、議事を再開したいと思います。

ただいまから、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所及び農業大学の6法人の議題を対象といたします第二部の審議でございます。

それでは、1つ目の議題に移りたいと思っております。1つ目の議題は、平成15年度業務実績評価及び財務諸表についてでございます。平成15年度の業務実績評価と財務諸表につきましては、これまで主としてPT、プロジェクトチームごとに審議を行っていただいているところでございますが、各プロジェクトの主査を務めていただいた委員の方から審議結果をご報告していただきたいと思います。

その後、徳江委員から財務諸表につきまして意見を述べていただいた後に、全体としての審議を行いたいと、こういう手順でまいりたいと思っております。なお、毎度のことで申しわ

けございませんが、時間が限られておりますので、ご報告は1プロジェクトチーム当たり約8分程度でお願いをしたいと思います。

それでは、農林水産消費技術センターからお願いすることといたしますが、ご報告に先立ち、農林水産消費技術センターより前年度の業務実績報告の誤謬につきまして報告がありましたので、これについて説明をお願いをしたいと思います。

それではどうぞ。

農林水産消費技術センター理事長 消費技術センターの池戸でございます。冒頭からお詫び方々のご報告で大変恐縮でございますが、今、分科会長さんの方からお話がありました件でございます。資料7-1の私どもセンターの資料の一番後ろの方、ページでいきますと206ページからその内容について、ご報告の内容について書いてございますので、それをちょっとごらんになっていただきたいと思っております。

206ページは先般、評価委員会の委員長宛にご報告させていただいたものをそのまま付けさせていただいております。誤謬の内容でございますけれども、平成14年度の事業報告の中でこの下の枠のところに書いてございます中期計画項目、その中で業務運営の効率化による経費抑制という部分がございます。これは運営費交付金で行う事業について少なくとも対前年度比1%を抑制するという部分でございます。実は事業報告書には1.3%という節約削減を達成したというご報告をさせていただいたのですが、実は後ほど精査しましたところ、これが誤りで正確には1.0%であるということがわかった次第でございます。

それで、この要因はその次のページに書いてございますが、事業経費の算出過程ですね。いわゆる算出方法にちょっと間違いがあったということでございます。このような誤謬が発生したことにつきましては大変深く反省しているところでございます。また、こういうことが二度と起こらないようにその原因究明をしまして、それを踏まえて再発防止策を講じているところでございまして、210ページにチェック体制の強化、二重チェックをするとかあるいは点検確認の記録を作るといったようなことで、万全を期すという形で対応させていただいている次第でございます。冒頭にあたりましてお詫び方々、ご報告とさせていただきます。

以上です。

松本分科会長 それでは、今後はこのような間違いが発生しないように農林水産消費技術センターをはじめ、各法人におかれましても十分留意していただいております。お願いをしたいと思います。こういうふうに考えます。

それでは、次に農林水産消費技術センタープロジェクトチームの方から業務実績評価並びに財務諸表について、審議結果の報告をお願いします。

手島委員 農林水産消費技術センターのプロジェクトチームの手島でございます。資料は7 - 1の1枚めくりまして1ページ、この1枚でございます。

当プロジェクトチームは、夏目さん、土居さん、守田さんと手島の4人でございます。7月3日にミーティングをやりまして、土居さんはその日、ご用があったんですけども、あとでいろいろ文書で意見を頂戴しております。

この一番上にありますように評価結果はAでございます。評価に至った理由は、法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づく評価を行った結果、一部の中項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。

いろいろ内容を見ますと全般に非常にきちりしたマネジメントが行われておりまして、非常にレベルは高いというふうに思いました。二、三このAでないところが幾つかあったんですけども、この表はAでないところだけちょっと抜き書きして書いてあるということですので、全体には非常にいいというふうに思います。

、これはWANのことが書いてあるのですが、WANについてはご承知のようにそのWANのシステムが間に合わなかったということが原因で、これが使えなかったということとあります。このセンターの責任ではないといえはそういうことなんです、できなかったことはできなかったということなので、評価はCに下げたてあります。これは評価シートの17ページの右中段あたりに書いてあります。

次に、業務運営に対する主な意見等ということでございますが、1番目、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてということで、このことは今、池戸理事長からご説明のあったことについて書いてあるのであります。2行目に原因究明及び再発防止措置を迅速に講じておるということで、非常にきちとやっておられるのですが、ただこれは平成14年度のときの間違いだというのがこれでありまして、見つかるまでは随分時間かかったということなので、もうちょっと早いところ見つけて直しておけばよかったということだと思っております。もともと決算の数字を間違えたというような間違いではありませんので、指数の計算のときのとり方を間違えたということで、特に何かを隠蔽しようとかそういう悪意のあるものではありませんので、今後気をつけていただければそれでいいということだと思っております。

次に2番目、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてということでもあります。 はWANのことでもあります。

と はやはり若干この目標に至っていなかったというようなことでもあります。 は評価シートの39ページから40ページにかけてあることでもあります。 は68ページに書いてあることではありますが、いずれも非常に大きな問題となるようなことではありませんので、この程度のことでよろしいと思います。非常に大きな組織で全国的に事業所が分散しているということもありますので、第一線の担当者一人ひとりまでこの計画とそれからプラン・ドゥ・チェック・アクションということが徹底するようにきちんとしていくことが、これからの課題かなということをおもいました。しかし全体としては非常にレベル高くやっておられるというふうにお見受けいたしました。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に種苗管理センタープロジェクトチームの方からお願いします。

井上委員 種苗管理センターのプロジェクトチームの代表といたしまして、井上のご報告したいと思います。

平成15事業年度の評価結果の概要についてですけれども、資料の7-2をお持ちください。平成15事業年度の業務につきましては順調に行われているということで、A評価と評価いたしました。

1番、評価に至った理由ですけれども、(1)評価の手法といたしまして、あらかじめ定められた評価基準に準拠し、種苗管理センターから提出された自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取、これは7月16日に行いました。委員は私を含め武田専門委員、また高橋専門委員と3名で行いました。現地調査、これは岡山の西日本農場で7月26日から27日かけて行いました。

(2)評価実施の過程について申し上げます。評価の決定にあたりましては委員が協議の上、まず中期計画の最小項目を単位としまして3段階のA、B、Cの評価を行い、さらに必要なものにつきましては、これらの評価結果を積み上げて中項目及び大項目の評価を決定いたしました。その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は次のとおりとなりました。

小項目、これは105項目ありまして、A評価が88項目、B評価、15、評価対象外が2項目となりました。

中項目は19項目でA評価が17項目、B評価は2項目となりました。

大項目、全体として7項目あります。A評価6項目、評価対象外が1項目となりました。

これらの結果をまとめまして評価実施の過程におきまして、自己評価シート及び補足参考資料は十分に準備され、説明及び資料の要求に対する種苗管理センター側の対応は大変適切であったと思われます。

(3)番の総合評価結果といたしましては、15年度事業は、各業務とも円滑かつ適切に行われており、特に昨年度の評価に基づいた改善努力がなされ、成果が認められる等高く評価でき、全体として中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断いたしました。以後は資料に沿いまして具体的に説明したいと思います。

2.業務運営に対する主な意見等、1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてですけれども、これは評価シートの3ページから20ページ、通し番号の方のページ番号をごらんください。全体として計画どおり順調に実施されている。

といたしましては、トップマネジメントに関しまして、理事長等は各種自己評価と改善策への対応につきまして緊張感を持続しつつ遂行しており、組織運営におきましてもその機能を発揮していると思われました。特に業務運営の効率化に関しまして、集約化計画等を着実に実施していると思われます。

次に8ページの表をごらんください。原原種等の生産コストにつきましては、費用項目ごとや生産段階ごとのコストの比較が行われておりまして、今後データの蓄積による経年比較等の分析を進められることを期待しております。

2番、これは20ページから54ページに対応するところですがけれども、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関するところです。全体として計画どおり順調に実施されているというふうに評価いたしました。

33ページの表をごらんください。といたしまして、ばれいしょ、さとうきび原原種及び茶の原種配布につきましては、顧客満足度の向上のための取組みが昨年度に増して的確に行われています。

種苗生産業務につきましては、受入側の対応や気象災害など不安定要素を克服できるような体制の構築に向けて、更なる工夫・努力を期待したいというふうに思われます。39ページに次の項目に関することが意見として出されたわけですがけれども、特にばれいしょの新品種等の緊急増殖への適切な対応及び一層の原原種生産の効率化のため、苗条、これ

はシュートとも表現されますけれども、シュートの増殖等、器内増殖技術の増殖体系への更なる導入について検討する必要があると思われます。

次は41ページの中ほどをごらんください。調査研究業務のうち、7つの重点課題を中心に意欲的な対応が進められていると思われました。課題が多いために業務担当者の取り扱うべき課題数が多くなり、すべての項目で必ずしも高い評価には至らなかったのですが、ナシのDNA分析による品種識別の技術では高い技術を得ているということが特筆されます。これは42ページから43ページのところに記載しております。

次に4番目といたしまして、47ページをごらんください。ここに種苗に関する情報提供・公開を進める観点から、ホームページの一層の充実・活用を図る必要があり、特に原原種及び原種の栽培品種や配布数について、需要と供給の相互の認識を深めるため、随時最新の情報に更新するということが求められる、という意見が出ました。

3番の予算、収支計画及び資金計画についてですけれども、54ページから55ページに記載されています。運営費交付金は効率的に使われており、経費節減に関する具体的な取り組みは、前年度からの方針に沿って、一括またはブロック購入、施設整備の自主施工等の取り組みの強化等が着実に進められているという意見が出ました。

資金配分につきましては、センター全体として効果的に予算を執行するため、個々の経費の必要性を精査し、必要な業務に必要な資金が配分されるように努めているというふうに思われます。55ページから56ページに記載があります。

では、4番の短期借入金の限度額について、56ページに記載されています。15年度は公務災害補償費を特定独立行政法人災害補償互助会より無利子で借入し、借入年度内に返済を行っております。借入に至った理由は適切であり、また適正に処理されております。

5番、これは57ページですけれども、重要な財産の処分等に関する計画についてです。関西農場の売却や移転につきましては、土地の売却・購入等は適切に行われており、また移転後の業務を速やかに開始できるよう、移転先である西日本農場における施設の改修、整備等が行われる等、順調に進められております。また、十勝農場の資料展示館を十勝地方の畑作に関する資料展示用として使用したいとの北海道中札内村からの譲渡の申し入れに対しまして適切に対処されておりました。

6番、剰余金の使途について、これは58ページですけれども、15年度は、剰余金の使途の実績がなかったため、評価を行っておりません。

58ページから63ページに関するその他の部分です。7、農林水産省令で定める業務運営

に関する事項についてですけれども、施設設備につきましては計画どおり実施されており、業務等の改善が図られております。職員の人事に関する計画につきましては、これは61ページから63ページの部分で詳しく説明してありますけれども、人員の確保及び適正配置等が行われ、また職員に対する研修が体系的に実施されており人材の育成が図られております。

その他、大きな3番ですけれども、リスクマネジメントの一環として安全対策への取り組みが強化されています。会計情報の開示につきましては、他の法人にも共通することではありますが、業務の実施状況を会計の面から国民に示す必要があるため、行政サービス実施コスト計算書、セグメント情報等をよりわかりやすい姿で開示する方法を検討する必要がありますと思われる。

種苗管理センターの実績報告の評価結果の概要につきましては以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に家畜改良センタープロジェクトチームの方からお願いいたします。

鈴木委員 家畜改良センターの検討結果についてご報告いたします。家畜改良センタープロジェクトチームにおきましては、事前の評価作業として各委員が個別にセンターから提出された資料の予備的評価を行い、評価等に必要な疑問点を洗い出して行いました。この疑問点等については6月17日に農水省において法人からの詳細な事業報告の説明を受け、協議を行い、各項目について評価基準に定める指標に照らして評価案を決定し、最後に評価結果の概要を作成しました。お手元の資料「独立行政法人家畜改良センターの平成15事業年度の評価結果の概要について」ごらんください。

まず、総合評価の結果ですが、中期目標の活性に向けた計画の着実な実施が継続されていると認められることから、評価結果はAといたしました。

次に、評価に至った理由でございますが、最下位項目につきましては、中期計画、年度計画に照らしA評価が121項目、B評価が1項目となりました。この結果、大項目につきましてはすべてがA評価になりました。そして特に、乳用牛については国際評価機関（インターブル）に加盟し、初めて国内外の種雄牛の遺伝的能力の比較を可能としました。この結果、国産種雄牛の経済能力は世界水準であることが判明するとともに、我が国で供用されている国内外の種雄牛のうち、家畜改良センター所有の種雄牛が乳量において第1位を記録するなど特筆すべき成果が認められました。これは評価シートの12ページあるいは16ページに記載しております。

また、飼料作物種苗の検査については、我が国の畜産機関では初となる国際認証検査所の資格を国際的認証機関から得たこと、飼料作物（ギニアグラス）のDNA解析による品種識別検査法についての特許出願を行ったことは評価に値するものです。これは評価シートの44から45ページに記載しております。

一方、肉牛については、と場で廃棄される卵巣のうち、枝肉成績の優秀な未経産肥育牛の卵巣を育種素材として有効活用する手法の実用化を図るため、と体卵巣から体外受精卵を得て子牛の生産を行う計画でしたが、生産頭数が年間計画を達成できなかったことにより、B評価とした事案がありました。評価シートの25から26ページに記載しております。こうしたことから、各項目ごとの評価結果と特筆すべき事項等を考慮し、総合的に評価した結果、家畜改良センターPTでの総合評価はA評価が妥当であるといいたしました。

次に、業務運営に関する主な意見等について特筆すべき事項を大項目ごとにまとめました。

業務運営の効率化に関する事項として、引続き効率化方針に基づく日常業務の点検・改善は進められており、新たに導入した人事情報管理システムによる人事・会計事務の効率化及び高速化を図るなど、業務効率化に向けた取組みが進展しており評価できます。

また、遠隔圃場等作業効率の低い用地における飼料生産業務の一部について、民間委託の可能性等具体的な検討を開始しており、今後の取組みに期待したいと思っております。

さらに、種畜等生産物の生産コストの把握・分析について会計システムのカスタマイズを行うとともに、具体的なコスト試算方法の検討を開始しており、今後の取組みに期待したいということだと思っております。このことについては評価シートの7ページから8ページに記載しております。

国民に対して提供するサービスとして、乳用牛の改良においては未経産採卵技術の活用等により、種雌牛の改良が着実に進んでおります。後代検定の結果が出るまでに時間を要するために、このような新たな取組みによる優良な検定済み種雄牛の作出に期待したいところです。評価シートの18ページに記載しております。

また、肉用牛については、と体卵巣活用による体外受精卵からの子牛を生産する目標は残念ながら達成できなかったのですが、今後一層の技術的蓄積と改善により、計画を達成することを期待したいと考えております。これは評価シートの25ページから26ページに記載しております。

さらに、飼養管理技術の改善については、理事長発案による職員の技術的創造力を引き

出す予算的配布制度が功を奏し、現場の技術者ならではのさまざまな工夫が見られ、一部は特許取得に至るものもあり、今後一層こうした取組みに期待したいと考えております。これは評価シートの40ページに記載しております。

調査研究項目では、乳用牛の乳房炎の原因となる候補遺伝子の特定など遺伝子育種技術の開発が計画どおり順調に実施されている。今後は、これらの成果を具体的にどのように活用するかということに十分検討していく必要があると考えております。全体としては中期計画、年度計画どおりに着実に進展していると認められました。評価シートの47ページから49ページに記載しております。

予算、収支計画として、自己収入の増額、効果的な運営による経費の抑制に取り組む姿勢がうかがえました。

その他主務省令で定める事項として、中期計画の達成に向けた施設設備、新たに始まった牛個体識別業務への対応をするための業務体制の整備やスタッフ制を活用した効果的な業務運営及び高度で専門的な統計技術を要する乳用牛国際評価を的確に実施するために、担当専門役の選考採用等、理事長のトップマネジメントが発揮され、独立行政法人らしい成果も認められました。評価シートの82ページに記載しております。

このように、各項目の評価概要をまとめ、報告するとともに、最初に言いましたとおり、概要ペーパーの一番上に示したとおり、総合評価についてはA評価といたしました。

以上、報告終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。

次に、肥飼料検査所プロジェクトチームの法からお願いをいたします。

深見専門委員 肥飼料検査所プロジェクトチームの深見でございます。プロジェクトチームは松本委員と松井専門委員と私、深見の3人でございます。資料の1ページ目に沿って説明をさせていただきます。

独立行政法人肥飼料検査所の平成15事業年度の評価をするために、平成16年7月12日に農林水産省の会議室においてプロジェクトチーム会合を開きました。検査所から提出されました自己評価シート及び補足資料をもとに検査所の方から各業務についての詳細なヒアリングを行い、評価を行いました。また、当日、平成16年6月29日付で独立行政法人肥飼料検査所から農林水産大臣に提出された平成15事業年度の財務諸表等の事業報告書についても内容の確認を行いました。

今年度の評価シートの作成にあたりましては、特に、1. 消費者等の食の安全性に關す

る関心の高まりを背景として、肥料取締法、飼料安全法が改正され、これを受けて今年の7月に中期目標等の変更が行われていること。

2. 年度計画に定められていない緊急時等の利用による農林水産省からの指示・要請に基づく業務の評価、この2点を考慮いたしました。

具体的な評価内容でございますけれども、年度計画に定められている業務については一部の業務を除き、すべて計画どおりに達成されていきました。計画どおりに達成されていなかった業務は、具体的にいいますと、30ページの中ごろをごらんください。

ここに飼料中の抗菌性飼料添加物のモニタリングの検査の実績が年度計画では1,000点以上ということになっておりますけれども、実際には860点に満たなかったために、この小項目だけがB評価となりました。この要因としては、1つには近年抗菌性飼料添加物を使用しない飼料の製造割合が増加していること。そのためこの検査の対象となる飼料が少なくなっています。さらに牛海綿状脳症対策のため、牛の脊柱を飼料原料に使用してはならないとする新たな規制が15年度途中に導入されたことに伴いまして、油脂製造業者に集中検査を実施する必要が生じました。このため、他の検査を減らして対応せざるを得なかったことなどが挙げられます。

年度計画に定められております業務のうち、特に食品安全行政をより適切に推進させるため、食の安全に係るリスク管理措置の一端として国の指示、指導のもとに牛海綿状脳症の発生に伴う対処として、肥料、飼料の製造業者に対する立ち入り検査、あるいは製造基準の適合性の確認検査等を迅速に実施しましたことは、国民に対して提供するサービスの向上の上からも高く評価できると思います。

このことは、例えば30ページの、先ほど指摘したその下のところに、例えば飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準・規格適合検査の項目がありますけれども、これは7,850点以上実施というところが1万点を超えています。また、次ページをちょっとめくっていただきたいのですが、飼料中の肉骨粉等の分析に関しましては、そこにありますように1,714点というように目標の170%を達成しております。

また、肥料関係につきましては5ページの下の方に、例えば立入検査という項目がありますけれども、そこには従来品の点数を約16%削減しまして、汚泥肥料などある意味で危険性の高いといえるような肥料につきましては、立入検査を167%に増加しているというようなところにその例が挙げられます。

年度計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの要請に基づき行っ

た分析・調査等の業務につきましても、肥料的な対応が図られ、かつ可能な限り定量的な業務の把握に努め、質的及び量的な面においても高く評価できるものでありました。このことにつきましては64ページ以降に別紙としてまとめられております。

業務運営の効率化による経費の抑制につきましては、対前年比で1.1%という計画を上回る経費の抑制がなされており、大変評価ができるものでありました。

以上、肥飼料検査所のプロジェクトチームといたしましては、これらのことを総合的に勘案した結果、独立行政法人肥飼料検査所の平成15事業年度の実績に関する総合評価としましては、一番上の欄にありますようにA評価といたしました。

なお、今後の業務の適正化を図るために構すべき措置といたしましては、最後のところに書いてありますように、国民の食の安全・安心に対する関心の高まりから、今後一層これを保証するための予算あるいは人員の確保等実施体制を充実させていっていただきたいということを指摘いたしました。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農薬検査所プロジェクトチームの方からお願いします。

日和佐委員 農薬プロジェクトチームの日和佐でございます。プロジェクトチームは3名で長尾委員、それから佐々木委員でございます。佐々木委員は当日欠席でいらっしゃいましたが事前に事務局から説明をしていただき、佐々木委員からの意見をペーパーとして当日提出していただきました。その佐々木委員の意見も加えながら精査をしたということでございます。プロジェクトチームは7月8日に開催をいたしました。

最初の1ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、評価結果は総合的にはAと評価をいたしました。一部にB評価はありましたけれども、大変緊急性、社会的要請が高い業務にも積極的に対応をしております、非常に事業としてAと評価できる、総体的に評価できるといたしました。

幾つかAではないところと、それから特に説明が必要ではないかと思われるところについてご説明を申し上げます。資料の2ページを開けていただきたいと思います。2ページの右なんです、検査業務の効率化の四角い枠の中を見ていただけますでしょうか。この目標期間、基準値不要の項ですが、目標期間が5.6カ月でありますけれども、全体的に6.3カ月ということで目標期間よりも現実には長くなりました。しかしながら、この項目をAと評価をいたしました。その理由なんです、食品安全基本法ができて、それに関連し

て一連の食の安全に係る法律の改正が行われました。その結果、マイナー作物について農薬登録を促進要望に係る緊急業務ということが発生したということです。

1ページに戻っていただきますと、そのことについて詳細に記述してありますが、農薬取締法施行に伴うマイナー作物、このマイナー作物と申しますのはほうれん草とかダイコンとかというような農作物ではなくて、例えば大葉のようないわゆる生産量は少ない、食べる量も少ない、そういうものをマイナー作物とっております。その農薬登録促進についてなのですが、これらについて使用農薬というものが今まで規定されていなかったという経過があります。今後はその農薬を登録して、使ってもよい農薬を登録していくということになったわけです。作物の形状や利用部位などから類似性の高い作物をグループ化をして登録できるようにした。そういうことから600件を超す変更登録の申請がありまして、緊急登録検査を行ったということです。

それから、グループ化できない作物もありまして、それについては にありますように経過措置として使用者が遵守すべき基準を定める省令において、当分の間、都道府県の範囲ごとに大臣の承認を受けた作物については、登録農薬に記載された適用農作物等の範囲に含まれないものであっても使用基準に違反しないとする。という措置が講じられたわけです。この経過措置によって承認された作物と農薬の組み合わせというのが9,000件を超えるという大変膨大な件数にのぼりました。農薬検査所としては使用承認審査に取り組んだということで、このような緊急事態に積極的に対応したということで、これらの遅れが生じたということで、これはA評価にしましょうということにいたしました。

それから、B評価が2点あるのですが、1つは11ページを開けていただけますでしょうか。調査研究に係るところがB評価でして、その詳細は13ページにあります。この二重収束型のGC-MSという検査機器なんです。これがリース契約が遅れたという要因によって研究の進捗状況に影響を与えたということでB評価にしてあります。

それからもう1件、B評価、20ページを開けていただけますでしょうか。職員の人事に関する方針のところ、72名という職員が目標だったわけですが、現実には69名ということで72名に満たなかったということで、これはB評価ということになっております。

22ページが総合評価になりますが、その他の業務運営についてはB、短期借入金、それから剰余金については該当がありませんでした。したがって、総合的に評価はAということにいたしました。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農業者大学校プロジェクトチームの方からお願いします。

田嶋専門委員 農業者大学校の平成15事業年度の評価結果の概要について、ご報告申し上げます。評価にあたりましては6月25日にプロジェクトチームの会合を開きました。委員は小林委員、それから拂田専門委員、そして私、田嶋専門委員の3名であります。資料7-6をごらんになっていただきたいと思います。7-6の1ページ目ではありますが、評価結果の概要について、これに沿ってご報告を申し上げます。

評価の結果、平成15事業年度は当該事業年度計画の事業実施状況については、総合評価をA評価とする。というものであります。この評価に至った理由といたしましては、農業者大学校の評価基準に基づいて評価を行った結果、中項目及び大項目のいずれもA評価となりました。その結果、総合評価をAとしたということであります。評価シートの3ページ目に最初の大項目がございます。業務運営の効率化というものであります。これがA評価です。

次に、5ページ目に国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上という大項目がございます。それから17ページに入りまして財務内容の改善、そして19ページ、その他の農林水産省令で定める業務内容に関する事項、いずれもA評価ということになっております。総合評価はAということであります。ただし、小項目の指標の中にB評価が幾つかあらわれておりますので、その点について簡単に説明をさせていただきます。

6ページをごらんになっていただきたいのですが、6ページの指標の2、学生確保状況というところがございます。この指標は小項目で学理及び技術の教授と5ページに書いてありますが、5ページの小項目の中の全体7つの指標のうちの1つであります。この指標が平成15年度の学生確保数が24名でありました。これは学生確保状況、確保目標の53%ということになりまして、B評価ということになります。どうしてこのような数値になっているかということにつきましては、その理由についてこんなことが考えられるだろうということがここに指摘をしてあります。主業農家数の減少、それから18歳人口の減少、そして農産物価格の低迷等による農家所得の減少、大学、県農業大学校の学生募集が強化をされている、などの要因が複合的に作用をしているのだろうということであります。

それから9ページにやはり指標の2というところがございます。研修生確保状況、この研修生の確保状況というのは、これは果樹農業に関する研修指標、研修の指標のうちの1つであります。ここは果樹農業に関する研修の指標は小項目ですが、指標が全部で11あり

まして、そのうちの1つということになっております。ここでも研修生の確保数が落葉16、常緑7、計23ということになりまして、確保数が59%ということになりましてB評価ということになっております。これもその理由はここに掲げてありますように果樹栽培主業農家の数が減っている。それから18歳人口が減っている。そしてみかん、りんご価格の低迷等による農家所得の減少などが要因となっているであろうということでありまして。

それからもう1つ、同じ果樹農業に関する小項目の指標で13ページ、指標11というところに、研修所に対する農業関係機関からの視察の受入状況についての指標があります。これが概ね順調に実施されたという、B評価ということになっております。いずれにしても、これはたくさんある小項目、指標の中の1つがB評価となったということでありまして、小項目全体としてはA評価という評価を下しております。いずれも学生や研修生の確保状況についての問題でありまして、これは今後の大学校の課題の一つを示しているのであろうというふうに考えております。

次に、業務運営に関する主な意見ということでありまして、2点ございます。まず第1点目は、学生及び研修生の確保についてということでありまして。学生及び研修生の確保については、他の研修教育機関との競合が大変強まってきている。募集ルートが限定されているというふうなことがネックになっていて、今後多様な募集ルートを用意し、応募しやすくするなど、募集方法の改善を図る必要があるだろうということでありまして。また、募集努力の成果があらわれるまでには、若干の時間がかかるということが予想されますので、引続き卒業生や修了生の一層の協力を得て、現場に密着した募集活動を進める必要があるだろうということでありまして。

2点目は、農業者大学校の将来方向についてであります。農業者大学校の将来方向については、「農業者大学校将来方向検討会」において現在検討が行われております。その結果を踏まえて、我が国における農業研修教育を牽引し、我が国農業の地域リーダーたる農業者を育成する機関としてユニークな存在である農業者大学校の役割を発揮させるために、機能及び業務を今後見直していく必要があるだろうということでありまして。

以上であります。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に徳江委員から財務諸表検討会のご報告をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

徳江委員 それでは、私の方からご報告申し上げます。検討にあたった委員は渡辺雅子

委員と私、2名でございます。検討会は平成16年7月12日から14日、15日、16日の4日間、いずれも13時15分から農林水産省並びに郵政公社の農林水産省共用会議室で開催いたしました。

検討の過程としては、各法人別に財務諸表、これには監事並びに必要な場合には会計監査人の監査報告書も含まれますが、財務諸表の説明聴取、前年度評価委員による意見への対応、そして質疑、意見交換を実施いたしました。意見表明にあたりましては次の視点で行いました。これはお手元の資料、資料3、財務諸表検討会の報告の冒頭に書かれております。

独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては国民にわかり易い開示となっているかが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかり易い情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考えます。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対して意見を述べることにいたします。

それでは、次のページの方から表形式にまとめてありますので、これに基づいて各法人別に個々の意見ということはちょっと時間の関係上できませんので、一応ポイントを絞りまして申し上げたいと思います。

まず、この表の形式ですけれども、全部で3ページにわたります。縦に財務諸表、1ページ、大きく財務諸表ですね。それから2ページ目一番下に比較財務諸表、比較財務諸表というのは年度別の比較財務諸表ということになります。それから3ページ目がその他というふうに3つに区分してまとめました。あとは共通の意見事項、それから右に各法人ですね、今日の日程でございますように最初のは移行法人、それから先行法人、そういう形で配列しております。

それでは、まず財務諸表のところですが、貸借対照表から損益計算書、特に留意すべきことはありませんが、3番目、行政サービスコスト計算書とございます。これ以下、共通の意見事項というのがありますけれども、この共通意見事項としては主として独立行政法人会計基準に記載されているこの部分を引用しているというような形になります。それは私ども二人の意見も入っておりますけれども、基本的には会計基準に記載されているこれを引用しているということでございます。

まず、行政サービスコスト計算書、これは国民一人当たりの行政サービス実施コストを

注記した方がいいのではないかとということで、今回初めて全法人を私どもの方で試算してみました。そういうことで、ここでは農畜産業振興機構の424円90銭から一番右の農業者大学の4円90銭、中には各法人で試算されているところもありましたけれども、一応私どもの方で試算をした結果がこういう結果でございます。国民一人当たりこれが高いのか低いのかという評価は、これは私ども自身としてはいたしませんけれども、皆様方、ご判断いただきたいと思います。

それから、次は会計方針についてです。キャッシュフローの資金の範囲を記載した方がよいとしております。これも会計基準にありますので、この資金の範囲を表示した方がいいのではないかとということです。

それから、ちょっと下がりますけれども、一番下から2番目のところです。行政サービス実施コスト計算書における政府出資等の機会費用の会計方針については、10年ものの国債の利回りを参考に計算している旨を記載する。これは重要な会計方針としてこういうふうな表示をしていただきたい。

それから、次に具体的な利率ですね。今回は1.435だったと思いますけれども、その具体的な利率については、この行政サービス実施コスト計算書で注記にしていきたいと、こういうことでございます。

それから5番目の注記事項、ここではこの第2部で対象になっております種苗管理センターから申し上げますと、債務負担行為の注記がありますけれども、科目とのつながりをわかるようにした方がいいのではないかと。それから家畜改良センター、それから肥飼料検査所では損益計算書における経常損失の理由を説明した方がよろしいのではないかとということです。農薬検査所もそうですね。それから種苗管理センターの方も損失がありますので、この辺の内容を説明した方がよろしいのではないかとということです。

それから、次に附属明細書は次の2ページ目になります。附属明細書では2ページ目、固定資産の取得明細、これに関しましては取得に係る部分の資金源とかあるいはその取得の増減ですね、新しく取得したあるいは減少した除却等とございますが、この辺の説明がちょっと不十分だなという点がありますので、この辺を意見として掲載しておりますので、各法人でご検討いただきたいということです。

それから(2)長期借入金の明細、これは省略します。それから引当金の明細も省略します。

それから(4)運営費交付金債務及び収益の明細です、大体運営費交付金で運営されて

おりますので、その辺の収益の振替の明細とそれから交付金残高、これは債務として会計処理をしています。詳しく言いますと運営費交付金の交付を受けた時点で、まず債務として処理し、事業の執行に従って、収益に振り替えていきます。収益にまだ振り替えられていない部分が債務の残高です。この内訳も注記していただきたいというところです。

それからセグメント、これはいろいろ議論のあるところでございますが、それぞれ皆さん方、前年からもうご指摘申し上げ、あるいは意見を申し上げておりますけれども、このセグメントは、中期目標、中期計画の中で区分されている業務ごとに大体セグメント情報というのが掲載されています。セグメントは投入した費用に対してどれだけの収益が上がったかというような形になっておりますので、この辺の業務での費用対効果も明示していくように努力していただきたいなということです。

それから、あと一番下の2．比較財務諸表。これは前年との比較の財務諸表をつくっていただいて、その主な増減等の理由を明記していただきたいなというところです。実際に増減を明記していただいているところとないところがございまして、空欄のところは財務諸表をつくっていただいて、かつ増減の説明があるというふうにご理解いただきたいと思います。

それから3枚目ですけれども、その他、これは前年もちょっと意見として申し上げましたけれども、国庫に入る簿外の手数料というのがございまして、これは肥飼料検査所、農薬検査所というもので、ほかに私ども全部の法人については調査していませんので、たまたまといっちはちょっと語弊があるかもしれませんが、前年度に肥飼料検査所、農薬検査所でこういう収入があったということです。ただ、これは監査を担当している監査法人からの指導あるいは意見等もあるかと思っておりますけれども。

もし、やはり皆さん方のところで、法人の資源を使いながら収入を上げている。けれどもこれは全部国庫へ入ってしまうというような、こういう業務がありますればこの辺の処理ですね、会計処理の問題。全くそれは帳簿を通りません。記録に残らないという点がありますので、果たしてこれでいいのかどうかというこの辺につきましては、監査を担当している監査法人の見解もあったようですが、むしろこれは農林水産省としての統一的な考え方をまとめておいた方がよろしいのではないかということです。他の法人はないかどうかちょっとこれはわかりませんが、意見として述べさせていただきました。

それから2番目、財務分析指標につきましては、これは各法人ご検討いただいておりますけれども、現段階のところでは共通意見として示しましたが、利用可能な財務分析指

標を作成し、経年変化、他法人比較、民間比較等を実施する。これによって経営効率等を見ようというこういうようなところがございます。共通意見をここに共通の意見として表明しておりますので、各法人は共通意見に従って統一的に検討してもよろしいのではないかとということです。各法人それぞれに特性がありますので、この辺も活かして考えてご検討いただきたいなということがございます。意見につきましては、もう既に財務諸表を提出されていますから、この財務諸表の差し替えとか、そういうことは必要ございませんので、来年の平成16年度の財務諸表にこれを反映していただければ結構かと思えます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

徳江委員からご説明いただきました財務諸表に関する意見はただいま徳江委員の方からもございましたけれども、来年度に対応していただく。そういうもので各法人におかれましては、来年度の財務諸表の作成にあたりまして、これを踏まえていただきますようお願いを申し上げたいと思えます。

それでは、次にただいまPTの方からご報告がありました内容につきまして、質疑応答に入りたいと思えます。平成15年度の業務実績評価並びに財務諸表に関することで、ご質問、ご意見を頂戴したいと思えます。どうぞ。

はい、手島委員どうぞ。

手島委員 意見ですが、今、徳江委員からあったお話の中で、最後の方でこの簿外のことを置くべきでないというご意見がありましたのですが、私も非常に賛成です。自分の経験から言ってもいろんな間違いはこの簿外のものから起きてくるというケースが非常に多くてですね、大したことないからいいだろうとか、あるいは正規の勘定ではないから、これはちょっとよけておこうというようなことをやっているうちに、その辺からいつの間にか大きな間違いになるというケースがありますので、徳江さんのご意見のように、そこはきちりしたルールをお決めになるのがいいんじゃないかと。そういうふうに思いました。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございました。そのほかどうぞ。

はい、もう1つどうぞ。

手島委員 もう1つは、これは意見というよりは私の反省なんですけど、今日、皆さんの各プロジェクトチームのご報告を伺っていて非常に感心しましたのは、この評価のスタンスと申しますか、その態度と申しますか、そういうものが非常にしっかりしておられると

ころが多いなと思いました。評価はもちろん、それぞれの基準に基づいてやるわけですが、私のところは時間のないこともあるんですが、全体としては問題点だけ言いますというようなやり方で報告したわけなんですけれども、逆に非常にいい点をきちんと具体的に評価されて報告された方々がたくさんいらっしゃいまして、非常にすばらしいなと思いました。

何か問題点だけ言っておきますというやり方は、うっかりするとだんだんこの減点主義になってしまってますね。せっかく役所ではなくなった組織の一つにそういうことでだんだん角を矯めるようなことをやっていってはいかんなど。具体的に非常にいい点を挙げて褒めておられるところは、教育者の方々がいらっしゃるせいかなと、さすがは教育者の専門の方というのは違うものだなと思って感心したんですが、やっぱり私の担当しましたところ、プロジェクトチームが決して減点主義だったわけではなくて、私の報告の仕方がどうもいかんかったなと思ったんですけれども。

やっぱりこの評価委員会そのものは、もちろん、その問題点があれば厳しく追及しなければいかんと思うのですけれども、基本的なやり方としてはやっぱり加点主義といいますかね、いいところを褒めて各組織がもっともっといい仕事に向かう意欲が出るようにしていくというのも、私どもの仕事の一つかなと、そう思いまして非常に反省をしている次第です。ただ、そのためには何かこう書類だけで見ているだけでは不十分で、もう少し仕事の場面にも接するようにしないと、なかなかそこまでいけないのかなと。

松本分科会長 実際のこう業務にね、見させていただいてということもあるでしょうしね。

手島委員 そうですね、なかなか言うは易く実行は難しいのかもしれませんがね。そんなことも非常に反省したような次第です。

以上です。

松本分科会長 どうも貴重な意見をありがとうございました。そのほかどうぞ。

ございませんか。

今後も今、手島委員が申されましたように評価すべきところは大いにやっぱり高く評価して、むしろ減点主義というよりもいいところはやっぱり高く評価した方がいいんじゃないか。そういう姿勢を失わないようにというご意見でございました。私もそう思います。どうかこの考え方、思想を今後もひとつよろしくお願いをしたいと思います。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。武田委員どうぞ。

武田専門委員 財務諸表のことですが、徳江先生がおっしゃっていましたが、行政サービスコスト計算書がありますが一人当たりの行政サービスコスト、これが多いか少ないかというお話がありましたが、国民への情報開示という意味ではわかり易くて大変いいと思うんですが、どういう受けとめ方といいますか、どういう要素を含めるかとか、実際的には難しいことだと思うのです。その数字がそのままサービスの内容を示しているかどうかということも難しいので、こういう問題はもっと各機関や組織が追求して国民にわかり易い方法といいますか、表示の仕方というのが一つ大事だなと思うので、どのような要素を用いてコスト計算をすればサービスの内容を把握することができるのでしょうか。

それから、私たちは素人でわからないのですが、セグメント情報ですね。これに関しては、例えばわかり易いのは費用対効果という先ほどのようなこととも共通しますけれども、このセグメント情報に関しては、各組織は性格が違いますから一概には言えませんが、例えば割合に共通して示せるような形がとれるのかどうかですね、徳江先生にちょっとその感想をお伺いしたいんですがね。私たちとしては見る場合に、セグメント情報としてこれが適当なのかどうかとかね、いろんな示し方ができると思うので、これらの点について御意見があれば御教示いただきたい。

松本分科会長 わかりました。それでは徳江委員、2つの点について。

徳江委員 ご質問ありがとうございます。まず、1点目の行政サービスコストの国民一人当たりというような、これは本当にこれが高いのか安いかなですね、この辺については、むしろ例えばどういうサービスをしているのかということ、やはりもっとわかり易い形でここに表示をしていったらいいかなという、つまり、例えば農畜産業振興機構というのは424円で一番多いんですね。けどどうしているのかというのは、もうほとんど見えない。

農業者大学校が一番少ないのですけれども、その場合、こうこうこういう仕事をしているよと、こういう教育をしているんだよと、で、国民一人当たりはこのような形ですとやっぱり見える。どういうサービスをしているか。行政サービスをしているかというこの辺をちょっと考えなければいけないかなと、これを算出しながらそう思いました。これはやっぱり課題ということで、私ども法人の方にもお考えいただくということでお願いしたいと思います。

それからセグメント情報、これも私どもはむしろ会計専門家としていろいろ皆さん方に

注文をするのですが、やはりどうしてもこれだけ費用をかけまして、これだけ効果を上げましたということがこれだけではなかなか見にくい。例えば企業のように利益がはっきり出るのはいいんですね。もともとこの考え方というのは企業、一般の民間会社ですと売上があって、費用があって、それから利益が上がると非常にはっきりしたセグメントが出るのですが、独立行政法人というのはそもそもセグメントといった場合に、企業のようなはっきりした線が出てこないようなのが今まであります。例えば運営費交付金というのは、これは今は収益に振替というのが費用進行基準でして、かかった費用だけを収益に振り替えますから全然その利益が出てこないというシステムなんですね。

その場合には、かかった費用、人件費も含めて。例えば10億かかりましたと。そうすると、その分だけ収益に振り替えるのです。そうすると差益は何も出ませんね。その場合にこのセグメント情報というのは何を訴えるのかというところがわからない。これはやはり私どもの課題なんですけれども、ならば例えば一つのサンプルで業績評価、A、B、C評価していますね。そして中期目標、中期計画の中で区分された業務が大体このセグメントにはありますので、このセグメントとこちらの業績評価と結びつけるようなことはできないかと。これはやっぱり企業会計と違いますものですからね。

これはやっぱりちょっと皆さん方で、私どもも含めて考えていかなければいけないのかというところで、苦慮しているところでございますが、これは皆さん方にお知恵を拝借して、やはり考えようじゃないかと。それぞれ皆さん工夫されます。これでもか、これでもかと私ども言うのですけれども、まだなかなか成果が上がってきませんが、やはり今申し上げたような、どうしても成果ですね、これと結びつけたいなというところで、もうちょっと課題でございます。こんなところでよろしゅうございますか、すみません。

松本分科会長 武田委員、よろしゅうございますか。

武田専門委員 結構です。どうもありがとうございました。

松本分科会長 どうぞ、そのほか。

はい、どうぞ。土居委員どうぞ。

土居専門委員 すみません、田嶋先生にお尋ねしたいのですけれども。この資料の7 - 6のところの1ページの「業務運営に対する意見等」のところで、募集ルートが限定されていることがネックで、募集方法の改善を図る必要があるという項目ですけれども、実は先週、国際家政学会が京都でありまして、ゆばの製造元を見学したのですが、社長さんが非常に大豆が高騰してやりにくい。それから後継者がいないという話をされたんですね。

で、なかなか自給率が上がらないということで後継者を育てるために、この農業者大学校の今後に非常に期待したいところなんです、具体的に募集ルートが限定されているということはどういうことでしょうか。ぜひ、今後いい方向に発展してほしいと思っておりますけれども。

田嶋専門委員 今まで農家の子弟、お子さんたちにこの農業者大学校の存在を周知をさせていく方法と申しますか、そのルートがあまりなかったんですね。高等学校の進路指導の先生にお願いをしたり、あるいは卒業生にいろいろ声をかけてもらったり、あるいは普及センターの人たちが頑張ってくれたり、そういうことをやってずっときておりましたけれども、まだ全体にネットをかけていくというところまではいっていなかったらと思うのです。これをもっともっといろいろな方法で農業をやってみよう、あるいは農業に興味を持っているという人たち、あるいはもっと専門的に勉強してみようという人たちに周知徹底させていく。そういうことをやっていかなければならないだろうということなんです、理事長の方から何か付け加えていただけますか。

松本分科会長 はい、どうぞ。

農業者大学校理事長 田嶋委員の方からお話がありましたが、付け加えて申し上げますと、今まで募集ルートというのは基本的に申すところ、すべて地域の農業改良普及センターを通じて、県を通じて農業者大学校の方に応募の書類が上がっていているわけです。そういうことから考えますと、かなりアクセスするのに不便な面があるのではないかと申すところ、いろいろな非農家の方とかそれから他産業からも農業の希望者がいるというような状況の中では、そういういろいろなルート、直接とかいろいろなルートを検討したらどうかというようなご指摘をいただいているということでございます。

土居専門委員 わかりました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。そのほかどうぞ。

夏目委員どうぞ。

夏目委員 ただいまの農業者大学校の件でございますけれども、減点主義はやめた方がいいというご意見のもとで申し上げるのは大変申しわけないというふうに思うわけですが、設立の目的のところ、やはり農業者に対するというふうなうたわれている法人であって、その対象者がやはり50%台というのはやっぱり大きな課題ではないかなというふうに思うわけでございます。法人そのものの事業実施につきましては評価もAということではございますけれども、その一番根幹にかかわるところが小項目でもって埋もれてし

まって、根幹のところ表にあまり出てこないというふうな、少しその評価の仕方、項目の設定の仕方をご検討する余地があるのではないかなというふうに一つ考えます。その点が第1点。農業者大学校将来方向検討会で検討されているということでございますから、きっといいご意見が出てまいるかと思えますけれども、そんな感じを持ちました。

それからもう1つは、先ほどの行政サービスコストの件でございますけれども、それぞれのコストの開示につきましては、その数字の妥当性というのは議論になるところだとは存じますけれども、今までの公益法人がこういうふうに独法に変わることによって、国民に対する情報の開示が特段に進んだという事実は評価できるというふうに思うわけでございます。そういう意味で国民にわかりやすい数字にはどういうものを使ったらいいかというところは、ぜひ今後ともご検討いただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、農業者大学校の方から夏目委員の最初の質問に対するあるいはご意見に対する回答をいただけますか。どうぞ。

女性・就農課長 評価の基準につきましては、ご意見を踏まえまして検討いたしまして、またこの場なりにお諮りすべきことがあればお諮りをしたいというふうに思います。いずれにいたしましても、今回の評価をいただきました中でも、全体の評価をいただいておりますけれども、きちんと募集あるいは人員の確保が不十分だという指摘をいただいておりますので、私どもも最大の課題だというふうに認識しておりまして、いろんな手段を講じてこれからやってまいりたいと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

松本分科会長 はい、どうも。どうぞ。

手島委員 その農業者大学校のことについてなんですけれども、実は個人的なことで恐縮なんですけど、私の住んでいるところが農業者大学校のすぐ近所でしてね。ところがどういう学校だか知らなかったんですよね。前は何回も通ったことがあるのですけれども。そしたら先般、創立35周年でしたか学校の記念大会というのがありまして、そういうものがあるというので、ちょっと野次馬根性でそれを聞かせていただいたのです。

そしたらこれは非常に素晴らしい学校だなと思ひまして、農業後継者をつくるために、その農家の息子さんやお嬢さんを預かるんですね。預かるというのは変ですけども、それで全寮制だそうです。最初はその全寮制でしっかりみんなでいろいろ議論をして、そしてここは農場は持っていないんですね。農場のない学校というのは私も不思議だなと思ひたら、これ全部農家に実習に行くのだそうです。そこでいろいろ勉強されて実習をして、

また全寮制で暮らすというようなやり方をして、発表された方はたくさんいらっしゃったんですけれども。

今日もここにも卒業生のすごい方もいらっしゃると思うのですが、若い女性や若い男性の人が言うには、いや、もう農家を継ぐなんていうのは、あまり気乗りがしなかったと、それでここへ来るのもいやでいやでしょうがなかったんだけれども、全寮制でみんなと議論しているうちに、いや、やっぱりこれは農業というのはやってみようという気持ちになって、今ではもうここを卒業したことを誇りに思っていますというふうな人たちが何人もいますよね。それがまた、日本の農業は弱くてだめだなんていう、ぶーたれたこと言っていないで、いろいろと新しい努力をされて非常に特色のある農業経営をやっている方がまた何人もいらっしゃるんですね。そして非常に生き生きとしておられて、これはすごいところだなと。

本当にこじんまりした学校で何人もいない学校なんですけどね、こういう人たちが多分、日本の農業というのを本当に国際競争力のある農業に変えていってくれるんじゃないかなという、そういう感じがしましてね、すばらしい学校だと思いました。聞いたらばそういう発表大会をやったのは初めてなのだそうです。ですから、そういう学校の内容をいろいろといろんなどころでお知らせになれば、これはきっと希望者はたくさん出てくるんじゃないかなと思って、非常に頼もしく思いました。小手先で人さえ集めればいいやというようなことよりは、むしろこの学校の実態をいろんなどころへ、ぜひPRされたら、そして各県の県知事さんなり何なりにもうちょっと強力にバックアップするようになれば、きっといい成果が出るんじゃないかなと、そう思いました。余計な話ですけども。

松本分科会長 いえいえ、どうも貴重なご意見をありがとうございました。

そのほかございませんか。

いろいろなご意見を頂戴いたしたところでございますが、全体的に各法人の業務実績評価につきましては、今回の案で決定を了承するとともに財務諸表につきましては、主務大臣の承認に関し異存なしと、そういう意見としてお諮りしたいと思いますが、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、当分科会としてはこのように決定することにいたします。

なお、業務実績評価につきましては今後の細かい文言の調整等につきましては、私にご

一任をしていただきたいと思います、これについてもお諮りさせていただきます。よろしくごさいますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きましての議題は、種苗管理センターの重要な財産の処分についてでございます。重要な財産の処分につきまして説明していただく前に、農林水産大臣から当委員会に諮問がされておりますので、諮問文の朗読をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 お手元の資料8の表紙の次に諮問文の写しをつづっておりますので、朗読させていただきます。

平成16年8月10日。

独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人種苗管理センターの重要な財産の処分について。

独立行政法人種苗管理センター理事長桑名清文から、重要な財産の処分について別添のとおり認可申請書の提出があったので、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第48条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上のように農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということで諮問されておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、種苗管理センターの重要な財産の処分について、ご説明をお願いいたします。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターの桑名でございます。今の資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の案件は、北海道にございます中央農場に係るものでございまして、上記理由に記載しておりますように北海道が進める札幌恵庭自転車道の整備工事に必要なものであります。

めくっていただきまして、位置関係で6ページをごらんください。北海道中央農場は、札幌の南に位置する北広島にございます。次のページが少し拡大したものでございますが、8ページ、上に線がありますのが、これが札幌恵庭自転車道でございます。北海道中央農場の北側を沿って計画されております。北海道の事業でございまして、国の補助事業であります。場所的に、沢が相当入っておりますして自転車道をつくる際に、沢の部分を一部い

じらなければならない。そのために11カ所でございますけれども、売ってほしいと、こういうことであります。写真等を載せておりますが、ごらんのように山の沢の部分でございます。

資料的に戻っていただきますと3ページ、地目は山林でございます、3,600㎡強でございます。相手方の評価額でございますが942万3,848円ということで、当方の評価はこれを妥当としております。今ご説明しましたように、農場の周辺部の沢の部分の、一部でございます、ばれいしょの原原種生産等、種苗管理センターの業務に支障は生じないというふうに思います。したがって、申し出のとおり随意契約により売却したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから質疑応答に入りたいと思います。ただいまの重要な財産の処分についてご説明がございましたが、これに関しまして何かご意見、ご質問がございましたら頂戴したいと思います。どうぞ。

ございませんか。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、種苗管理センターの重要な財産の処分の認可について、当分科会といたしましては「異議なし」との意見としてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

さて、次の議題でございます。次の議題は、独立行政法人の見直し素案についてでございます。これについてご説明をお願いいたします。

文書課長 それでは、独立行政法人の見直し素案につきまして文書課の方からご説明を申し上げます。

冒頭お話しいたしましたとおり、いわゆる骨太2004の中で平成13年4月に設立された先行独立行政法人につきまして、中期目標期間の終了に伴う組織・業務全般の見直しの検討を今年の夏から着手し、年末までに相当数について結論を得ることとされました。これに伴いまして、本年各府省の独立行政法人評価委員会の意見を踏まえた上で8月末までに見直し素案を作成することとなっております。

農林水産省関係では対象の法人が17ございますけれども、この見直し素案に対する意見

の最終的な取りまとめは今年30日に予定をしております農林水産省独立行政法人評価委員会の中でご審議いただくということを考えております。それに先立ちまして、それぞれの分科会におきまして各法人の見直し素案を取りまとめていただくこととしております。農業分科会におきましては、各PTでご担当いただいている法人の見直し素案を事前にお送りさせていただきまして、書面でのご意見をお伺いをいたしました。

お手元の資料の中で別添の7番目に縦長の表がございますけれども、これはこれまで頂戴いたしましたご意見を法人ごとにとりまとめをしたものでございます。これらのご意見を踏まえまして、お手元にお配りしております見直し素案にも意見を踏まえた一部修正を加えているところでございますけれども、さらにご意見があれば8月30日に予定しております評価委員会には、さらに修正を加えて提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、お手元の資料の別添の8という横長の様式が付いておりますけれども、これは政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして審議をする際に用いる資料ということで、別途総務省の行政管理局、行政評価局、内閣官房行政改革推進事務局の三者から提出を求められている様式でございます。今、この様式には具体的な記述をしておりますけれども、各府省の見直し素案を要約したものを提出したことになりますので、こちらにつきましても見直し素案をベースにいたしまして、この様式に記載をしたものを作成をいたしまして、評価委員会に諮りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、見直し素案につきましては、9月以降関係各方面との協議を行うこととなりますけれども、最終的には総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から提示される勧告の方向性を踏まえた形で修正を行うこととなります。その際、修正案につきましては委員の皆様から何らかの形でまたご意見をいただけるような取扱いを工夫したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告に対しまして質疑応答の時間に入りたいと思います。何でも結構でございます。どうぞ、ご意見、ご質問がありましたら頂戴したいと思います。

ございませんか。

はい、どうぞ。武田委員どうぞ。

武田専門委員 今、ご説明いただいたんですが、もしかすると一部聞き漏らしたかもしれませんが、素案整理表というのがありますね、これは具体的にはどういう形で出来上が

ってくるんでしょうか、最終的には。

文書課長 別添ですか。

武田専門委員 別添 8。

文書課長 別添 8 の素案整理表というフォーマットだけの資料でございますけれども、実はこの資料、この様式の資料要求が来ましたのがつい最近でございます、実は事前にご意見を伺いましたときには作成が間に合っておりませんでした。それで、先にご相談をしておりますこの別添 1 以下の資料の中に書き込んだ記述を、その文言をこの様式の中にそれぞれ所要のところに当てはめるような形で、この別添 8 の資料は作成をしたいというふうに考えております。

そういう意味で、今日はこの様式だけということなんですが、さきにご相談をしております素案をベースにこれに書き込んだ形で、また次の評価委員会、月末のときですね。それまでには整理をしたいということでございます。

武田専門委員 そうすると、これは各 P T の事務局でその作業をやられるということになるんでしょうか。

文書課長 事務局の方でその作業をやらせていただきたいというふうに考えております。

武田専門委員 はい、わかりました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。そのほかどうぞ。

はい、手島委員どうぞ。

手島委員 この仕事は非常に重要であると同時に、なかなか難しいことですね。それで各法人によって状況が相当大きく違うと思うんですけれども、この今の世の中の時代の要請というようなものと、それから国の政策といえますかね。そういうようなものと、それに沿った仕事をするための各法人というような、そういう格好になっていると思うんですが、今、社会の要請がだんだん増加している領域の仕事をしている法人というのは、これはそう難しくはなくてわりと取組みやすい課題だと思うんですけれども。むしろ大きな組織や大きな業務実績は持っているんだけど、もしかすると、もう時代の要請には少し合わなくなっているのではないかと。あるいはそこで大きく方向転換を、その法人がというよりは、その前の国の政策として大きな方向転換をしなくてはいけないのではないかと。そういうところもきっとあると思うんですね。

この業務見直し表というのは、何か突然人数から出てきたりして、何かもう考え方とい

うよりは何か一番末節の具体的な数字から書き出すような表になってしまっていて、つまり各論の議論が先に出てしまいそうな……。

松本分科会長 見方によってはそうですね。

手島委員 ええ、表になっていますよね。

松本分科会長 そうですね。

手島委員 見ただけでぎょっとしちゃってですね、何言っているんだというようなところがあってね。

松本分科会長 基本的なことじゃなくてね。

手島委員 ええ、むしろ一番基になる、今のその法人がやっている政策の基になっている世の中の構造が変わっているんじゃないかというところの議論を、先にしっかり見れるような表にさせていただいた方が、表のページ数はどうでもいいんですけどもね。何かこのところが議論できるようにしておかないと、我々も、いや、1,000人がいいんですか、2,000人がいいんですかと言われたってですね。

松本分科会長 困りますよね。

手島委員 ええ、意見の出しようがないですよ。これはもう非常に何かその変えたくないというためにこういう表にしたのかどうかわかりませんが、やっぱりそういう根本問題を議論できるようにしていただかないと、議論ができないのではないのでしょうか。それにしたって非常に難しい問題だと思うんですよ。

松本分科会長 ええ、それはもう当然そうでしょうけれども。ただいまのご意見に対して事務局どうぞ。

文書課長 様式そのものは、実は総務省等の方からこの様式に記入して提出してこいということで指示がございますので、これそのものを根本的に変えるということはちょっと事務的には難しいんですが、内容の書き方の中で確かに人数とか予算額、先に載っておりますけれども、その目標の達成状況等の文書で書き込む記述の部分につきましては、これまで見直し素案の中で、やはり政策目的から書き起こしてこれまで検討をしておりますので、そういう部分をこの記載の中には織り込んでまいるような形で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

手島委員 よろしくお願ひします。

松本分科会長 よろしいですか。

手島委員 はい。

松本分科会長 非常に貴重な意見、なるべくこう反映させるようにいたします。

そのほかどうぞ。

ございませんか。

非常に重要かつ非常に難しい問題でございますが、今日いただきました非常に貴重なご意見、そういった意見の取扱いにつきましては、私にご一任させていただいて事務局と調整を図りまして、次回の農林水産省独立行政法人評価委員会に報告させていただきたいと、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上、私どもで用意いたしました議題は終了いたしました。

そのほか、全体を通じまして何かご意見あるいはご質問がありましたら、ここで頂戴したいと思います。何かございませんか。

ございませんでしたら、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第14回農業分科会をこれで閉会したいと思います。委員、臨時委員並びに専門委員の先生方には長時間にわたりましてまことにご熱心なご審議を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時20分 閉会